

政令第二百三号

地域再生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第一号ロ(1)から(3)まで及び第二号並びに第十三条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法施行令（平成十七年政令第五百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条第三号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第六号」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第二号に規定する施設の整備」を「第五条第四項第一号ロ(2)に掲げる事業」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十三条第二項第一号に規定する施設の整備」を「第五条第四項第一号ロ(1)に掲げる事業」に、「同項第二号に規定する施設の整備」を「同号ロ(2)に掲げる事業」に、「同項第三号に規定する施設の整備」を「

同号ロ(3)に掲げる事業」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十三条第二項第一号に規定する施設の整備」を「第五条第四項第一号ロ(1)に掲げる事業」に、「同項第二号に規定する施設の整備」を「同号ロ(2)に掲げる事業」に、「同項第三号に規定する施設の整備」を「同号ロ(3)に掲げる事業」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第五条第四項第一号イに掲げる事業に関する交付の事務 内閣総理大臣

第九条を第十条とする。

第八条を削る。

第七条中「次条第一項各号に定める施設の整備」を「同条第四項第一号に規定する事業」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「充てて行う」の下に「法第五条第四項第一号ロに掲げる」を加え、「同条第二項各号に掲げる交付金の種類」を「同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業」に、「第九条」を「第十条」に、「同条各号」を「同条第二号から第四号まで」に改め、同条第二項中「第九条各号」を「第十条第二号から第四号まで」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改め、同条を第七条とする。

第四条中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第六号」に、「第十三条第一号」を「第十四条第一号」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設）

第三条 法第五条第四項第一号ロ(1)の政令で定める道路、農道又は林道は、市町村道、広域農道又は林道とする。

2 法第五条第四項第一号ロ(2)の政令で定める下水道、集落排水施設又は浄化槽は、公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。第十条第二号において同じ。）又は浄化槽とする。

3 法第五条第四項第一号ロ(3)の政令で定める港湾施設及び漁港施設は、地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設とする。

（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施主体となることができない都道府県及び市町村の要件）

第四条 法第五条第四項第二号の政令で定める要件は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 都道府県 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行おうとする年度の前年度において、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付（次号イにおいて単に「普通交付税の交付」という。）を受けていないこと。

二 市町村 次のいずれにも該当すること。

イ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行おうとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けていないこと（特別区にあつては、都が普通交付税の交付を受けていないこと）。

ロ その区域の全部が次条に規定する区域内にあること。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

2 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号口中「第十七条の十五第二項」を「第十七条の二十七第二項」に改める。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

3 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「交付金」の下に「（同法第五条第四項第一号口に掲げる事業に要する経費に充てるためのものに限る。）」を加える。